

人事・賃金制度の改正に伴う新制度への移行等について 団交開催!

5月23日「人事・賃金制度の改正に伴う新制度への移行等について」団体交渉において説明を受けました。

特徴的な移行等について

I・等級移行等

一般社員、医療社員及び船員の等級は、現行と同様とする。ただし、幹部職資格試験合格者、M級資格試験合格者、E級資格試験合格者及びC級資格試験合格者の取扱いは次のとおりとする。

- 1 各資格試験合格者は、原則として2024年2月1日に別表1の通り昇進するものとする。ただし、勤務成績が著しく劣る者については除く。
なお、この場合の昇格昇給額は、2024年2月1日現在の一般社員昇格昇給額表の
おりとする。
- 2 M1級に昇進した者は、一般社員等級区分表にかかわらず、職名が営業主任、運輸主任、主任車掌、主任運転士、車両技術主任、施設技術主任、電気技術主任、建築技術主任、機械技術主任、事業主任、運輸主任又は事務主任となる場合があるものとする。
- 3 幹部職資格試験合格者については、管理職登用試験の一部を免除する。

II基本給移行等

- ・55歳以降の社員の基本給について移行処置がなされる。

III諸手当の改正に伴う取扱い等

- ・指導操縦者手当 1日につき300円とする。
 - ・乗務員手当 動力車乗務員が車掌の業務を行うために乗務した場合の時間額及びキロ額
次のとおりとする。・時間額・・1時間につき240円 キロ額・・1KMIにつき1.4円
 - ・退職手当についても移行処置がなされる。
- *55歳以降及び、退職手当の移行処置については別と説明します。

嘱託再雇用社員の新制度への移行等について

◎基本給の見直しについて

- ・定年退職時S1級～C2級及び1等級～5等級の者 182,100円 (177,100円)
*短日数制を選択した者 144,950円 (140,970円)
- ・他等級も5,000円の増額。

◎諸手当についても運転士が車掌業務を行う場合、時間額、キロ額共に社員と同じ金額へ。

マル車手当の増額、嘱託再雇用社員の基本給の増額がみられるが諸手当の廃止（都市手当・扶養手当・乗務手当）を忘れてはならない!